

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和7年3月発行

【 第6号 】

(次回発行:令和7年7月『法定後見制度 利用前のチェックポイント』を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい! 法定後見 と 任意後見 の違い

	法定後見制度	任意後見制度
対象者	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより 判断能力が十分でない方 ・後見:判断能力が全くない ・保佐:判断能力が著しく不十分 ・補助:判断能力が不十分	老後や将来の設計ができるくらい 判断能力が十分にある方
支援者	成年後見人・保佐人・補助人 家庭裁判所が職権で決定します。 ※申立人は 法定後見人候補者の希望を出すことができます。	任意後見人 本人が自分で決めることができます。
手続き	家庭裁判所に申立てを行います。	①判断能力があるうちに 公証役場 で公正証書による任意後見契約を結びます。 ↓ ②判断能力に低下が見られたら 家庭裁判所 に任意後見監督人選任の申立てを行います。
内容	法定後見人の仕事や権限の範囲は、 類型(後見・保佐・補助) によって異なります。	任意後見人は、 任意後見契約 で定めた内容に基づいて支援を行います。 ※ 取消権はありません!
監督	家庭裁判所の監督を受けます。 ※法定後見人は 定期的に家庭裁判所に後見業務の内容を報告します。	家庭裁判所が選任した 任意後見監督人(弁護士や司法書士など) の監督を受けます。



転ばぬ先の知恵 終活 なるほど セミナー

成年後見制度の広報・啓発を目的に、令和7年1月24日（金）午後より 下呂市民会館にて『終活 なるほど セミナー』が開催されました。

当日は 雪晴れの青空が鮮やかな中、約 50 名の方がご参加くださいました。

成年後見支援センターが市民向けに行う講座は今回が初めてであり「少しでも多くの方に制度を身近に感じていただければ…」と、皆さまにとって耳慣れた『終活』をキーワードに 企画・案内 をさせていただきました。

「人生 100 年時代～公正証書の活用」をテーマに 高山公証役場 公証人 朝山泰秀 氏より 遺言、相続、任意後見などに関するご講義をいただき、当センターからも「成年後見 はじめの一步」と題して、成年後見制度の対象者や、制度を利用するための手続きなどについての説明をさせていただきました。

当日は『終活ノート』の無料配布も行いました。ノートの記入が 自分の将来や残された家族のことを考えるキッカケとなり、「難しい」「堅い」というイメージの成年後見制度も 皆さまの『人生の引き出しのひとつ』になれば幸いと存じます。



下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-52-3936 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています